

「東労組」と「社友会」の違いについて考えてみよう!

現在、JR東日本会社では「社友会」が結成されています。組合員から「労働組合」と「社友会」何が違うの?という質問が多くあるため説明します。



労働者側の

団体交渉権

労働条件の維持・向上のために使用者側と交渉をする権利

使用者側の

誠実交渉義務

労働者側の申し入れに対して、使用者側は回答を示し、その根拠の具体的な説明や必要な資料を提示しなければならない。労働者側との団体交渉に誠実に応じることを使用者側に義務付けられている。

*正当な拒否理由がある場合を除く

労働協約

による労働者の保護

労働者保護を主目的に、雇用などの労働条件等を定めた、労働者側と使用者側の約束

JR東労組

あり

日本国憲法 28 条及び労働組合法で保障されています

あり

労働組合法第 7 条 2 号及び判例に基づき保障されています



あり

組合員は、就業規則よりも法律上の効力が強い「労働協約」が適用されています

社友会 (親和会)

なし

憲法や法律で保障されていません

なし

使用者側に申し入れや団体交渉に応じる義務はない



なし

労働協約が原則、適用されない

【JR東労組で締結している労働協約の一例】

雇用:労働協約で、経営上の理由による解雇の場合にはJR東労組と協議することを定めています。これにより安易な解雇が生じないようにしています。

出向:労働協約で、期間は原則3年以内と定めることで、行きっぱなしを防いでいます。 ※就業規則には解雇協議や出向原則3年の記述はありません。



JR東労組は「労働組合」憲法・法律で保障されています!
一方「社友会」は労働組合ではないので保障がありません。